

「気候保護法（仮称）」の制定を求める意見書

地球温暖化の影響は既に様々なところで出始めている。今後、人類にとって危機的な状況に陥ることを避けるためには、CO₂などの温室効果ガスを大量に削減していかなければならない。持続可能な地域社会をつくり、一人ひとりが温暖化防止のために取り組みやすくすることも必要である。

よりよい地球環境を次世代に引き継いでいくためにも、「気候保護法（仮称）」の制定が必要である。

よって、国におかれては、下記の内容の法律実現を強く求める。

- 1 京都議定書の6%削減目標を守り、これから中長期にわたって温室効果ガスを2020年に1990年比30%、2050年には80%の排出削減目標を掲げること。
- 2 CO₂を減らす人や企業が報われる制度をつくること。
- 3 再生可能エネルギーを大幅に増やす仕組みをつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

逗子市議会

「気候保護法」の制定を求める意見書

昨年、京都議定書の第一約束期間が始まったが、我が国の対策は遅々として進まず、温室効果ガスの排出量は依然としてふえ続けている。

また、気候変動による悪影響も世界各地で年々顕著になっており、このままでは、

将来世代に安全な地球環境を引き継げず、私たち自身の生活の安全や経済活動の基盤にも深刻な影響が及びかねない。

昨年7月に開催された洞爺湖サミットでは、長期的に2050年に温室効果ガスを半減する必要があることが合意された。そのために先進国は、2007年のバリ合意に沿って、今後率先して大幅削減を実現しなければならない。今後、気候の安定化のために日本が確実に低炭素社会を構築するためには、温室効果ガス削減の中・長期的削減数値目標を設定し、その目標を達成するための政策を包括的・統合的に導入・策定し、実施していく法律が必要である。

こうした気候変動問題に日本として責任もって対応するためには、まずは京都議定書の6%削減目標を守り、2020年には1990年比30%、2050年には1990年比80%といった大幅な排出削減経路を法律で掲げることが必要である。

また、排出削減の実効性を担保するための制度として、炭素税やキャップ・アンド・トレード型の排出量取引等の制度を導入することで炭素に価格をつけ、脱温暖化の経済社会を構築し、再生可能エネルギーの導入のインセンティブとなるような固定価格買取制度などを実現するべきである。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、上記の内容を約束する法律の実現を要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月 日